

構造改革と改革疲れ

社会が直面している問題を改善するために、制度や産業構造の転換といった抜本的改革を進めることを、「構造改革」と呼ぶ。そして今、担い手確保・育成へ向け、建設産業最大の特徴である重層下請構造と商慣習が大きく変わろうとしている。

振り返れば、今の状況を暗示するように平成・令和までの三十数年間は産業構造の急変を常に感じていた時代だった。時代急変の端緒は、バブルを起こしその後の景気低迷を招いた「プラザ合意」だろう。

平成に改元した一九八九年、日本はバブル絶頂期だった。このバブルを後押ししたのは、アメリカの財政赤字と貿易赤字、いわゆる「双子の赤字」を是正するため、日本を含

む先進五カ国が為替市場に協調介入し、ドル安路線に合意した一九八五年の「プラザ合意」だったと言われる。

しかしドル安は日本にとって円高を意味する。円高は、それまで日本の稼ぎ頭だった輸出・ものづくり産業に大きな打撃を与えた。この苦境を打開するため日本は、国内の需要喚起、いわゆる内需拡大策を打ち出す。一九九〇年、バブル抑制のために金融機関の不動産向け融資の総量規制を始めた一方、政府が閣議了解した「一〇年間で四三〇兆円の公共投資基本計画」は、ブレイキとアクセルを使い分けながら内需拡大をけん引させる延長線上の施策だった。

一方、アメリカは内需拡大によって市場規模が大きくなると見込んだ日本の建設市場への参入を目指す。これが一九八九年、アメリカにとって日本を不正貿易国に特定するという圧力は、日米構造協議という成果につながる。更に一九九一年、日米建設合意レビューとして、MPA（特例措置対象事業）一七事業追加が決まった。

対日制裁をちらつかせながら日本の市場開放を求める米国の動向とともにこの時、建設産業の構造転換を促す出来事が進んでいた。それが昭和・平成・令和までの約一〇〇年の間で最も建設産業界に影響を与えたと言われる「一般競争入札導入」だ。明治以来一〇〇年続

いた「指名競争入札」から「一般競争入札」への大転換は、企業評価によって入札参加者を指名してきた発注者の「指名放棄」と「企業評価能力喪失」を意味した。

一〇〇年最大の転機は「一般競争」

日米摩擦から一〇年。公共工事のコスト縮減が続くなか二〇〇一年に誕生したのが、聖域なき構造改革をスローガンに掲げた小泉政権だった。小泉政権は毎年公共事業費を削減し続けたほか、郵政と道路四公団も民営化した。

また小泉政権時代は、建設産業界にとって最大の転機「一般競争入

札」に次ぐインパクトを持つ二つの出来事が同時に動き始めた。

その一つが、二〇〇五年の「公共工事の品質確保促進法（品確法）」施行だ。品確法は、公共工事のダンピング（過度な安値受注）問題を議論していた自民党研究会が発展解消し議連を立ち上げ、議員立法で成立させた。目的は公共調達に限定して、最も低い価格の応札者と契約することを規定した会計法・地方自治法の原則「最低価格自動落札」から脱却しその影響を受けない、公共調達の最上位法を目指した。

もう一つが、二〇〇六年に施行された「改正独占禁止法」だ。リーニエンシー（課徴金減免制度）導入に伴い、課徴金の減免だけでなく刑事告発も免れることが可能となったことで、企業のコンプライアンス（法令順守）や企業統治取組みの厳格化が進み、減免制度の活用は日本の産業界全体に広がった。

当時、品確法と改正独禁法の関係は「コインの裏表」とも言われ、品確法制定に取り組み関係者達

施行されることになった。コンプライアンス徹底への取組みは当然のことながら、まずなによりもダンピング（過度な安値受注）問題解決が焦眉の急だったからだ。昭和・平成・令和までの一〇〇年で、建設産業界の構造転換最大の転機が、「一般競争入札導入」だとしたら、二番目に大きなインパクトを与えたのは、「品確法と改正独禁法」だった。

相次ぐ時代の急変に「疲れ」

改正独禁法は、業界を挙げたコンプライアンス（法令順守）徹底の背中を強く押したがこの時、建設業界はダンピング問題に直面していた。だからこそ「高落札率Ⅱ談合」風潮に対抗する手段として、建設業界は価格だけに主眼を置かず総合的評価で落札者を決める品確法に期待を寄せた。

それから九年後の二〇一四年。品確法と建設業法、入契法の三法を一体的に改正した、いわゆる「担い手三法」が成立する。担い手確保・育成を主眼にした様々な取組みを

後押しする枠組みも整った。担い手三法成立から五年後の二〇一九年には、適正工期、施工時期の平準化、適正な請負代金・工期での下請契約締結、社会保険加入の許可要件化、技術者の規制合理化、緊急性に応じた随意契約・指名競争入札などの適切な選択など▽働き方改革の推進▽生産性向上への取組み▽災害時の緊急対応強化――などを柱にした新・担い手三法が成立した。

この新・担い手三法によって、時間外労働の上限規制などの「働き方改革」Ⅱ「現場の四週八休」実現へ、工期ダンピング禁止が建設業法に新たに設けられたほか、積算・歩掛かり見直しなど週休二日実現への支援が今も続く。この流れのなかで、「業界共通の制度インフラ」として「建設キャリアアップシステム（CCUS）」も確立する。

そして今、「一般競争入札」や「品確法と改正独禁法」に匹敵する産業構造大転換につながる動きが加速する。国土交通省の有識者会議「持続可能な建設業に向けた環

境整備検討会」は二〇二三年三月、▽価格変動▽賃金行き渡り・働き方改革▽実効性確保――の三つの視点で提言を公表。具体化へ国交省審議会傘下の委員会での議論が進む。また有識者会議の提言を受ける形で、国交省はCCUSのレベル別年収試算も公表した。

今後、有識者会議提言の内容が現実化していけば、発注者、元請、下請、関連企業に至るまで、これまでの産業構造の転換と商慣習の抜本見直しを強く後押しする。

しかし、新たな対応が迫られる企業の一部には構造転換につながるため、急速で多面的な動きについていくことを諦める「疲れ」も出始めている。ただ急激な変化に目を背ける企業群が、新たに生まれる建設産業構造のなかで、こぼれ落ちることは生産力や地域の維持向上のためにも避けなければならない。そのためにはこれまで以上の丁寧な説明と、業界・業種にあったナッジ（そつと行動変容を促す）の知恵が必要かもしれない。